

雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案要綱（青少年の雇用の促進等に関する法律第十一条の労働に関する法律の規定等を定める政令の一部改正部分）

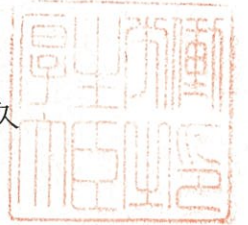
厚生労働省発職派0418第4号

平成 29 年 4 月 18 日

労働政策審議会

会長 樋口 美雄 殿

厚生労働大臣 塩崎 恭久



別紙「雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案要綱（青少年の雇用の促進等に関する法律第十一条の労働に関する法律の規定等を定める政令の一部改正部分）」について、貴会の意見を求める。

雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案要綱

第一 青少年の雇用の促進等に関する法律第十一条の労働に関する法律の規定等を定める政令の一部改正

青少年の雇用の促進等に関する法律第十一条の労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものに、  
職業安定法第五条の三第一項（労働者の募集を行う者に係る部分に限る。）から第三項までの規定を追加  
すること。（第七条関係）

第二 その他

その他所要の規定の整備を行うこと。

第三 施行期日

この政令は平成三十年一月一日から施行すること。